

◎ 所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○ 所得税法等の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前
<p>（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）</p> <p>第十三条 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三章の次に次の一章を加える。</p> <p>第三章の二 防衛特別所得税</p> <p>第一節 総則</p> <p>第五条の二（第五条の四）〔略〕</p> <p>（課税の対象）</p> <p>第五条の五 居住者又は非居住者に対して課される別に法律で定める年の年分以後の各年分の所得税に係る基準所得税額には、この法律により、当分の間、防衛特別所得税を課する。</p> <p>2 内国法人又は外国法人に対して課される別に法律で定める日以後に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額には、この法律により、当分の間、防衛特別所得税を課する。</p> <p>第五条の六・第五条の七 〔略〕</p>	<p>（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）</p> <p>第十三条 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三章の次に次の一章を加える。</p> <p>第三章の二 防衛特別所得税</p> <p>第一節 総則</p> <p>第五条の二（第五条の四）〔略〕</p> <p>（課税の対象）</p> <p>第五条の五 居住者又は非居住者に対して課される令和九年分以後の各年分の所得税に係る基準所得税額には、この法律により、当分の間、防衛特別所得税を課する。</p> <p>2 内国法人又は外国法人に対して課される令和九年一月一日以後に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額には、この法律により、当分の間、防衛特別所得税を課する。</p> <p>第五条の六・第五条の七 〔略〕</p>

第二節 個人の納税義務

第五条の八・第五条の九〔略〕

(分配時調整外国税相当額の控除)

第五条の十 防衛特別所得税申告書を提出する居住者が別に法律で定める年以後の各年において第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号。以下この章において「復興財確法」という。)第十三条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額がその年分の所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額として政令で定める金額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

2 防衛特別所得税申告書を提出する非居住者が別に法律で定める年以後の各年において第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第六十五条の五の三第一項及び復興財確法第十三条の二第二項の規定の適用を受ける場合において、その年の第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額が次に掲げる金額の合計額を超えるときは、その年の所得税法第六十五条の五の三第一項に規定する

第二節 個人の納税義務

第五条の八・第五条の九〔略〕

(分配時調整外国税相当額の控除)

第五条の十 防衛特別所得税申告書を提出する居住者が令和九年以後の各年において第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号。以下この章において「復興財確法」という。)第十三条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額がその年分の所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額として政令で定める金額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

2 防衛特別所得税申告書を提出する非居住者が令和九年以後の各年において第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第六十五条の五の三第一項及び復興財確法第十三条の二第二項の規定の適用を受ける場合において、その年の第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額が次に掲げる金額の合計額を超えるときは、その年の所得税法第六十五条の五の三第一項に規定する恒久的施設

恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき所得税額計算規定（同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条及び同法第百六十五条の六の規定を除く。）をいう。第一号において同じ。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の防衛特別所得税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

一・二 〔略〕

3・4 〔略〕

（外国税額の控除）

第五条の十一 防衛特別所得税申告書を提出する居住者が別に法律で定める年以後の各年において所得税法第九十五条第一項及び復興財確法第十四条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額がその年の同項に規定する控除限度額及び復興財確法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額を超えるときは、前二条の規定を適用して計算したその年分の防衛特別所得税の額のうち、その年において生じた所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

2 防衛特別所得税申告書を提出する非居住者が別に法律で定め

帰属所得に係る所得の金額につき所得税額計算規定（同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条及び同法第百六十五条の六の規定を除く。）をいう。第一号において同じ。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の防衛特別所得税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

一・二 〔略〕

3・4 〔略〕

（外国税額の控除）

第五条の十一 防衛特別所得税申告書を提出する居住者が令和九年以後の各年において所得税法第九十五条第一項及び復興財確法第十四条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額がその年の同項に規定する控除限度額及び復興財確法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額を超えるときは、前二条の規定を適用して計算したその年分の防衛特別所得税の額のうち、その年において生じた所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

2 防衛特別所得税申告書を提出する非居住者が令和九年以後の

る年以後の各年において所得税法第六十五条の六第一項及び復興財確法第十四条第二項の規定の適用を受ける場合において、その年の所得税法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額がその年の同項に規定する控除限度額及び復興財確法第十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額を超えるときは、所得税法第六十五条の六第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前二条の規定を適用して計算した場合の防衛特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

3 「略」

第五条の十二 「略」

(予定納税)

第五条の十三 別に法律で定める年の年分以後の各年分の所得税法第十四条第一項に規定する控除した金額及び当該控除した金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第七十一条第一項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に

各年において所得税法第六十五条の六第一項及び復興財確法第十四条第二項の規定の適用を受ける場合において、その年の所得税法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額がその年の同項に規定する控除限度額及び復興財確法第十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額を超えるときは、所得税法第六十五条の六第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前二条の規定を適用して計算した場合の防衛特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

3 「略」

第五条の十二 「略」

(予定納税)

第五条の十三 令和九年分以後の各年分の所得税法第十四条第一項に規定する控除した金額及び当該控除した金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第七十一条第一項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべ

より納付すべき所得税に係る防衛特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2～4 [略]

第五条の十四～第五条の二十三 [略]

第三節 法人の納税義務

[略]

第四節 源泉徴収

(源泉徴収義務等)

第五条の二十六 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の三第三項、第六条第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項、第三十七条の十四第八項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項、第四十一条の十二の二第二項から第四項まで及び第四十一条の二十二第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（別に法律で定める日以後に行うべきものに限る。）の際、防衛特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第五条の二十八第一項において同じ。）までに、当該防衛特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2～5 [略]

6 次の各号に掲げる規定により所得税の還付をすべき者は、そ

き所得税に係る防衛特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2～4 [略]

第五条の十四～第五条の二十三 [略]

第三節 法人の納税義務

[略]

第四節 源泉徴収

(源泉徴収義務等)

第五条の二十六 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の三第三項、第六条第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項、第三十七条の十四第八項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項、第四十一条の十二の二第二項から第四項まで及び第四十一条の二十二第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（令和九年一月一日以後に行うべきものに限る。）の際、防衛特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第五条の二十八第一項において同じ。）までに、当該防衛特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2～5 [略]

6 次の各号に掲げる規定により所得税の還付をすべき者は、そ

の還付（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限る。）の際、当該還付をする所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税を、当該所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならぬ。

一 租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項又は第三十七条の十一の六第七項の規定 これらの規定により別に法律で定める日以後に行うべき還付

二 租税特別措置法第四十一条の十二第五項又は第六項の規定 これらの規定により別に法律で定める日以後に発行された同条第七項に規定する割引債について行うべき還付

7 租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により、同法第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定並びに復興財確法第二十八条第五項及び第六項の規定にかかわらず、その還付（租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により別に法律で定める日以後に行うべき還付に限る。）の際、当該所得税と併せて既に徴収した防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額が、租税特別措置法第三十七条の十一の六第六項の規定を適用して計算した同法第九条の三の二第一項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する防衛特別所得税及び復興特別所得税を、当該還

の還付（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限る。）の際、当該還付をする所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税を、当該所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならぬ。

一 租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項又は第三十七条の十一の六第七項の規定 これらの規定により令和九年一月一日以後に行うべき還付

二 租税特別措置法第四十一条の十二第五項又は第六項の規定 これらの規定により令和九年一月一日以後に発行された同条第七項に規定する割引債について行うべき還付

7 租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により、同法第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定並びに復興財確法第二十八条第五項及び第六項の規定にかかわらず、その還付（租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により令和九年一月一日以後に行うべき還付に限る。）の際、当該所得税と併せて既に徴収した防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額が、租税特別措置法第三十七条の十一の六第六項の規定を適用して計算した同法第九条の三の二第一項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する防衛特別所得税及び復興特別所得税を、当該還

付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

8～〔略〕

第五条の二十七～第五条の二十九 〔略〕

第五節 雑則

第五条の三十 〔略〕

〔防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等〕

第五条の三十一 この章の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

租税条約等実	〔略〕	外国居住者等所得相互免除法第十八条第一項	〔略〕	〔略〕
租税特別措置法	〔略〕	〔略〕	租税特別措置法	〔略〕
別に法律で定	〔略〕	〔略〕	別に法律で定める日以後に発行された租税特別措置法	〔略〕

をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

8～〔略〕

第五条の二十七～第五条の二十九 〔略〕

第五節 雑則

第五条の三十 〔略〕

〔防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等〕

第五条の三十一 この章の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

租税条約等実	〔略〕	外国居住者等所得相互免除法第十八条第一項	〔略〕	〔略〕
租税特別措置法	〔略〕	〔略〕	租税特別措置法	〔略〕
令和九年一月	〔略〕	〔略〕	令和九年一月一日以後に発行された租税特別措置法	〔略〕

	施特例法第三 条の三第一項		める日以後に 発行された租 税特別措置法
[略]	[略]	[略]	[略]

2 〃 [略]

第六節 罰則

[略]

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〃四 [略]

五 次に掲げる規定 令和九年一月一日

イ 〃ハ [略]

二 第十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第一項の改正規定（「第三十七条の十四の二第八項」を「第三十七条の十四第八項」に改める部分に限る。）

	施特例法第三 条の三第一項		一日以後に発 行された租税 特別措置法
[略]	[略]	[略]	[略]

2 〃 [略]

第六節 罰則

[略]

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〃四 [略]

五 次に掲げる規定 令和九年一月一日

イ 〃ハ [略]

二 第十二条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定を除く。）及び附則第八十八条の規定

〔削る〕

六十九 [略]

二十 次に掲げる規定 別に法律で定める日

イ 第十二条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六号の改正規定及び同法第二十八条第一項の改正規定（「第三十七条の十四の二第八項」を「第三十七条の十四第八項」に改める部分に限る。）を除く。）及び附則第八十条の規定

ロ 第十三条の規定（同条中我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十五項の改正規定を除く。）及び附則第九十二条の規定

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第八十八条 第十二条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）第十三条及び第十八条第五項の規定は、別に法律で定める年の年分以後の所得税について適用し、当該年分の前年分以前の所得税につ

ホ 第十三条の規定（同条中我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十五項の改正規定を除く。）並びに附則第八十九条第一項及び第九十二条の規定

六十九 [略]

〔新設〕

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第八十八条 第十二条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）第十三条及び第十八条第五項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例に

ては、なお従前の例による。

- 2 新特別措置法第二十七条、第二十八条（第五項（第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び第三十条第一項の規定は、別に法律で定める日以後に生ずる所得に対する所得税について適用し、同日前に生じた所得に対する所得税については、なお従前の例による。
- 3 新特別措置法第二十八条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、別に法律で定める日以後に発行される同号に規定する割引債について適用し、同日前に発行された旧特別措置法第二十八条第五項第二号に規定する割引債については、なお従前の例による。

- 4 新特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第三十三条第二項の規定は、別に法律で定める日以後に生ずる同条第一項に規定する対象所得に対する所得税に係る同条第二項に規定する延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額について適用し、同日前に生じた旧特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第一項に規定する対象所得に対する所得税に係る同条第二項に規定する延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額については、なお従前の例による。

よる。

- 2 新特別措置法第二十七条、第二十八条（第五項（第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び第三十条第一項の規定は、令和九年一月一日以後に生ずる所得に対する所得税について適用し、同日前に生じた所得に対する所得税については、なお従前の例による。
- 3 新特別措置法第二十八条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和九年一月一日以後に発行される同号に規定する割引債について適用し、同日前に発行された旧特別措置法第二十八条第五項第二号に規定する割引債については、なお従前の例による。

- 4 新特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第三十三条第二項の規定は、令和九年一月一日以後に生ずる同条第一項に規定する対象所得に対する所得税に係る同条第二項に規定する延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額について適用し、同日前に生じた旧特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第一項に規定する対象所得に対する所得税に係る同条第二項に規定する延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額については、なお従前の例による。

(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八十九条 「削る」

施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における第十三条の規定による改正後の我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十五項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは、「第四十二条の四の二第二項」とする。

(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八十九条 令和九年一月一日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における第十三条の規定による改正後の我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(次項において「新特別措置法」という。)第五条の二第七号の規定の適用については、同号中「第三十八条の三第五項又は」とあるのは、「又は」とする。

2| 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新特別措置法第四十三条第二十五項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは、「第四十二条の四の二第二項」とする。